

# 東京外国語大学学部非常勤講師選考 基準に関する通則

平成24年 3月15日  
規則 第116号

改正 平成31年 3月12日言語学部規則大学4号 平成31年 3月12日国際社会学部規則第4号

(趣旨)

第1条 この通則は、国立大学法人東京外国語大学非常勤講師就業規則（平成16年規則第70号）第3条の規定に基づき、言語文化学部、国際社会学部及び国際日本学部（以下「学部」という。）の非常勤講師の選考基準等に関し必要な事項を定める。

(選考の基準)

第2条 非常勤講師の選考の基準は、高潔な人格及び豊富な教養を備える者のうちから、人格・見識、教育の能力及び業績、学会並びに社会における活動等を総合的に審査し、次の基準の一に該当する者のうちから採用する。

- (1) 大学設置基準（昭和31年文部省令第28号）第14条又は同基準第15条に規定する教授又は准教授となることのできる者
- (2) その他特殊な専攻分野について、学部における教育を担当するにふさわしい教育上の能力を有すると認められる者

(選考手続)

第3条 非常勤講師の選考は、授業を開講する学部の協議会及び教授会（以下「教授会等」という。）の議を経て、当該学部の学部長が行う。

2 前項の規定に関わらず、共通科目のうち、世界教養プログラムにより開講される科目の非常勤講師の選考は、世界教養プログラム運営室会議の議により世界教養プログラム運営室長が行う。また、共通科目のうち、教職科目として開講される科目は、東京外国語大学教職課程委員会の議を経て、教職課程委員会委員長が選考する。

3 前二項に規定する選考手続のうち、学部長、世界教養プログラム運営室長及び教職課程委員会委員長（以下「学部長等」という。）が特に必要と認める場合には、教授会等の議を省略することができる。ただし、この場合には、学部長等は教授会等に事後報告をしなければならない。

第4条 学部長等は、前条の規定により非常勤講師の候補者を選考するにあたり、次に掲げる書類により選考を行うものとする。

- (1) 採用計画表
- (2) 履歴書
- (3) 主要業績3点の概要

2 前項の規定に関わらず、次の一に定めるものについては、学部長等が認める場合には非常勤講師の選考の手続の一部又は全部を省略することができる。

- (1) 採用前年度に非常勤講師であった者
- (2) 選考時に、大学の専任の教授、准教授又は講師である者
- (3) 学部長等が前二項と同等と認める者

(雑則)

第5条 この通則に定めるもののほか、非常勤講師の選考に関し必要な事項は、学部長等が定める。

附 則

この通則は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成31年4月1日から施行する。